

議案第92号

さいたま市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

さいたま市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
を次のように定める。

令和3年6月9日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する  
条例

さいたま市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年さいたま  
市条例第85号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、  
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当  
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>（電磁的記録）</u> <u>第18条 婦人保護施設は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。